

令和8年度 第6回行政会議 会議録

日 時	令和8年8月 31 日(月)午後1時 30 分～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和8年度第6回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	今日の議題は、市税条例の改正あるいは国の交付金を活用した物価高騰対策に係る補正予算を含む一般会計補正予算等、9月定例会への提出予定議案が中心。今後、議会への説明あるいは委員会对応では、丁寧かつ真摯な対応に努めていただきたい。 先日の行政会議で報告した熊本地震への支援として、8月 13 日から 19 日まで職員1名を派遣させていただいた。本人も無事に帰ってこられ、報告も受けている。貴重な経験になったと思うし、部局でも労っていただきたい。熊本地震については、長期的な対応になることが想定されるため、今後も要請に応じて市としても対応していきたい。 また、千葉県での豪雨の後も、石川県や福井県での豪雨災害など、全国各地で頻発している。被害に遭われた方にはお見舞い申し上げたい。都市型災害ということで、災害の備えを本市においても願います。

【9月市議会定例会 提出予定案件】

－	林企画財政部長
内 容	本日は、9月市議会定例会で提出予定の各案件について説明を受けるが、議会事務局からは9月議会の開会に先立って、理事者側に対し、懸案事項への確認があると聞いている。この確認については、市長はじめ理事者として、丁寧に説明を行うこととしている。

<認定>

案 件	令和7年度守口市一般会計歳入歳出決算の認定等について
説 明 者	西口会計管理者(兼)会計室長
提出資料	有
内 容	9月定例会に決算認定を提出する各会計の決算見込額は、資料のとおり。 各会計の実質収支額は、一般会計は 14 億 6,610 万 4,000 円、特別会計は国民健康保険事業が2億 3,545 万 5,000 円、後期高齢者医療事業が1億 2,165 万 9,000 円、介護保険事業は 12 億 6,349 万 4,000 円、公共用地先行取得事業については0円となっており、合計 30 億 8,671 万 2,000 円の黒字である。 また、決算特別委員会は 10 月 15 日からの審査予定である。各部におかれては、事前準備等願います。

案 件	令和7年度守口市下水道事業会計決算の認定について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	収益的収入及び支出について、収入の決算額は 44 億 7,380 万 216 円、支出の決算額は 39 億 5,295 万 5,389 円で、この結果、当年度純利益は公営企業会計上、消費税を除いた額3億 4,086 万 3,105 円であった。 次に、資本的収入及び支出について、収入の決算額は 17 億 6,669 万 1,502 円、支出の決算額は 37 億 8,854 万 9,097 円で、収入額が支出額に不足する額 20 億 2,185 万 7,595 円については、資料に示している①から④の項目をもって補てんした。

案 件	令和7年度守口市水道事業会計決算の認定について
説 明 者	尾崎水道局長
提出資料	有
内 容	収益的収入及び支出は資料記載のとおりであり、当年度の純利益は 5,347 万 1,310 円であった。 次に、資本的収入及び支出についても資料記載のとおりで、収入額が支出額に不足する額8億 3,029 万 9,230 円については、資料記載の項目により補てんした。

<条例>

案 件	守口市市税条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	有
内 容	令和8年度税制改正及び金融商品取引法等の改正に伴い、特定暗号資産取引に係る個人住民税の課税方法が見直されることから、守口市市税条例の一部を改正するもの。 背景としては、暗号資産が国内外の投資家において投資対象として位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点に留意しつつ利用者保護を図るため、金融商品取引法の枠組みに移管することとされたことから、税制上もこれに対応するもの。 具体的には、現行の総合課税の税率 10%から、申告分離課税による税率 5%へ変更するもので、対象者の暗号資産は、国内の暗号資産交換業者を通じて取り扱える特定暗号資産となる。 施行期日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日とする。

<剰余金の処分>

案 件	令和7年度守口市下水道事業剰余金の処分について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	議決を求める処分内容は、未処分の利益剰余金 68 億 3,047 万 1,641 円のうち、3億 4,000 万円を減債積立金に積み立てる。 減債積立金に積み立てた後、令和8年度において下水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補填するための財源として使用する予定。

案 件	令和7年度守口市水道事業剰余金の処分について
説 明 者	尾崎水道局長
提出資料	有
内 容	議決を求める処分内容は、未処分の利益剰余金 27 億 3,663 万 7,599 円のうち、2億 1,000 万円を建設改良積立金に積み立てる。 建設改良積立金に積み立てた後、令和8年度において水道事業会計の資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補填するための財源として使用する予定。 なお、2億 1,000 万円の額は、財政シミュレーションにおける配水場の施設整備に係る令和8年度分の支出相当分としているもの。

<補正予算>

案 件	令和8年度守口市一般会計補正予算(第4号)について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	「1 歳入歳出予算の補正」については、以下のとおり。 <歳出> ・「第三者調査業務委託事業」は、八雲中学校区義務教育学校建設工事請負契約に係る事業者選定の経緯において、法令等に関する専門的知見を有する第三者(弁護士)への委託による調査が完了し、委託先からの請求額が確定したことから、これにかかる費用を追加するもの。 ・「八雲東コミュニティセンター及び中部エリアコミュニティセンター体育室改修事業」は、今般における猛暑の深刻化、大雨による雨漏りによって施設の利用に影響が生じていることから、空調施設の設置、屋根・外壁の防水対策に加え、照明 LED 化及びトイレ改修に向けた実施設計を始め、石綿スクリーニング及び石綿分析調査業務委託に係る経費を追加するもの。 なお、設計業務委託及び石綿分析調査業務委託については、令和9年度までを期限とする債務負担行為を新たに設定するもの。

- ・「在宅等子育て世帯物価高騰対策支援事業」は、昨今の物価高騰により子育てを取り巻く経済的負担も大きくなる中で、在宅子育て世帯には、幼児教育・保育の無償化等の公的支援が届きにくいという状況も踏まえ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、在宅子育て世帯を対象に「子育て用品キット」及び「生活支援に資するギフト券」を送るため、これにかかる費用を追加するもの。
- ・「災害救助事業」は、被災者緊急宿泊料補助金及び災害見舞い金について、人家への放水を伴う火災が例年よりも多く発生しており、当初予算に不足が見込まれるため追加するもの。
- ・「ストックヤード場内監視カメラ補修工事」は、資源物ストックヤード場内監視カメラが令和8年6月に発生したクリーンセンター付近への落雷の影響により故障したため、復旧に係る経費を追加するもの。
- ・「ストックヤード整備に伴う道路付替付帯工事」は、旧第4号炉焼却施設解体及び資源物ストックヤード整備事業により、大阪市鶴見中継施設の入場門の移設が必要となったことから、道路付替工事を本市工事と一体的に施工するための費用を追加するもの。（要した費用は大阪市が全額負担）
- ・「旧第4号炉焼却施設解体整備事業」は、当該解体事業において施工中にアスベストを含む廃材等が確認され、法令等に基づく適正処理が必要となるなど、当初予算には見込んでいなかった費用が生じたため、所要額を追加するもの。
- ・「市営住宅エレベーター巻上機取替工事」は、市営住宅佐太団地のエレベーター保守点検で、エレベーターの巻上機について経年劣化や部品の摩耗が進行しており、将来運転停止に至る可能性があるとの報告があったことから、巻上機を取り替えるための所要額を追加するもの。なお、当該工事については、令和9年度までを期限とする債務負担行為を新たに設定するもの。
- ・「被災者支援システム導入事業」は、罹災証明書の発行における被災者台帳の作成にあたり、府が一括調達する被災者支援システムを導入するため、所要額を追加するもの。
- ・「守口小学校整備事業」は、守口小学校建設工事の施工者である中川企画建設株式会社の会社更生法適用に対する債権協議について、令和8年7月22日に管財人との交渉を協和綜合法律事務所に委任して進めているところである。協議には長期間を要する見込みとなっていることから、この協議と並行しつつ、当該工事の遅延による学校教育活動への影響が生じることがないよう、工事遅延に関する経費とともに教育活動に係る関係費用等の補正予算を計上するもの。
具体的には、まず、学校管理費の委託料は、新校舎の供用開始が遅れることから、現在と同様に有人による常駐警備が必要となるため、所要の経費を追加するもの。次に、使用料及び賃借料は、新校舎で予定していた学校行

	事を文化センターで行うための借上料を追加するもの。次に、学校建設費の委託料及び工事請負費は、工期延長に伴い、今年度分をそれぞれ出来高見合い変更し、これに連動する形で継続費の変更及び工事監理に要する後年度経費の債務負担行為を設定するとともに、契約書のスライド条項に基づく費用の追加を行うもの。最後に、使用料及び賃借料は、仮設校舎の賃借期間の延長により追加の使用料に加えて、今年度中に仮設校舎を解体できないことから、今年度中の解体費用を減額するとともに、後年度使用料の債務負担行為を追加するもの。 ・「第一中学校普通教室等増設に伴う空調設置事業」は、第一中学校において特別支援学級等の空調設置工事及びそれに伴う受変電設備の増強工事を行うため、所要額を追加するもの。なお、工期は令和9年度までを予定していることから債務負担行為を新たに設定するもの。 「2 継続費の補正」、「3 債務負担行為の補正」については、先ほどの説明のとおり、「4 地方債の補正」については、記載のとおりである。
質 疑 等	(尾崎水道局長) 八雲東コミュニティセンター及び中部エリアコミュニティセンター体育室改修事業について、八雲東コミュニティセンターは本体も含めてということか。中部は体育館だけということか。 (林企画財政部長) そのとおり。 (尾崎水道局長) 八雲東コミュニティセンターも、現行のまま老朽化対策をして今後も持ち続けるというイメージでよいのか。 (林企画財政部長) そのように考えている。 (尾崎水道局長) 守口小学校整備事業については、前回と状況はどう変わったのか。前は、一旦上げるとか下げるとかの話があったと思うが。 (長田理事) 前は、事務方で中川企画建設の管財人と協議をしていたが、これについて事務委任ということで、今後は協和綜合法律事務所に債権について協議をしてもらい、損害賠償額を求めていくという姿勢に変わったものである。 (尾崎水道局長) もう既にその業務は始まっているのか。 (長田理事) そのとおり。既に委任している。

案 件	令和8年度守口市特別会計介護保険事業補正予算(第1号)について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	今回の補正は、令和7年度社会保険診療報酬支払基金の交付金が確定したことに伴う超過分を返納するため、所要の金額を追加するもの。補正内容は資料のとおり。

<報告>

案 件	決算不認定に係る措置の報告について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	令和7年9月定例会で、議会の認定に付した令和6年度守口市一般会計歳入歳出決算に関してご審査いただいた結果、職員が収賄容疑により逮捕され、有罪が確定したことに端を発する不適切な少額随意契約及び全庁的な事務ミスが発生していることを理由に、令和8年2月定例会において不認定とされた。 ついては、地方自治法第233条第7項において、市長は決算認定に関する議案が否決された場合に、当該決議を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置内容を議会に報告するとともに、公表しなければならないと規定されているため、同項に基づき、決算不認定に対し、市として講じた措置について資料のとおり議会に報告するもの。 本報告は議会からの指摘を踏まえ、契約事務の適正化、事務ミスの防止に向けた、これまで市が対応した具体的な措置について記載するとともに、今後の対応として、監査委員から監査報告を受けた際は、その指摘に対する改善点を整理した上で、更なる事務の適正化に取り組むこととしている。 なお、この報告は、議会への報告後、市のホームページで公表予定。

【案件】

案 件	市制施行 80 周年記念事業について
説 明 者	林企画財政部長
提出資料	有
内 容	本年11月1日に京阪守口市駅前のカナディアンスクエア及びエナジーホールにおいて、記念式典やフォーラム、各種イベントを開催する。 当日は3部構成で、幅広い世代の方楽しんでいただけるフェスティバルを開催予定。多くの来場者等が見込まれることから、各部局からイベント当日の運営に従事いただく職員を選出いただきたい。主な従事内容は資料のとおり。 必要人員や従事時間等については、現在調整中であり、後日企画課から各部局の総括担当課に依頼させていただく。また、別途記念式典及び基調講演等における手話通訳者の派遣についてもご協力をお願いする。

【報告】

案 件	守口市カスタマーハラスメント対応マニュアルの策定について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	無
内 容	策定の趣旨は、令和8年 10 月から改正労働施策総合推進法の施行により、事業主に対してカスタマーハラスメント対策が義務付けられ、本市はこれに先立ち、令和8年2月に基本方針を策定し、カスハラに対しては職員任せでなく、組織として毅然と対応するという方針を明確にしたところ。 今回、この基本方針を具体的な実務対応に繋げるため、守口市カスタマーハラスメント対応マニュアルを作成した。このマニュアルは、平成 31 年2月に策定した守口市不当要求行為対応マニュアルを全面的に改訂したもの。 マニュアルの主なポイントは、次のとおりであり、詳細は今後掲示板に掲載予定のマニュアルをご覧いただきたい。 1点目は、基本的な対応の整理。カスハラについては、初期段階で適切に対応することにより、未然防止や拡大防止を図ることが重要であるため、その考え方を掲載している。対応にあたっては職員個人で抱え込むのではなく、上司や所属長と連携しながら組織として毅然かつ適切に対応することとしている。 2点目は、判断基準と対応の流れの明確化。現場ではどの段階でカスハラと判断するのか、どう対応するのかが分かりにくい場合も想定されるため、判断基準を整理し、対応フローや役割分担を示している。これにより、特定の職員に負担が集中することなく、組織的に対応できる内容としている。 3点目は、具体的な対応例の掲載。 4点目は、庁内の推進体制の整理。総務部関係課の役割を整理するとともに、事案の情報を適切に集約し、必要な支援や助言に繋げる仕組みを位置付けている。また、職員の対応力向上を図るための研修内容も記載している。 今後の対応だが、庁内職員等に対する周知として、掲示板等を活用しながら周知を進め、各所属において適切に対応できるよう取り組む。 市民等への周知については、基本方針を市ホームページに掲載し、本市の考えについて理解の促進を図る。なお、カスハラの対応マニュアル自体は、職員用の内部資料のため外部の提供は行わない。

そ の 他	—
説 明 者	瀬野市長
提出資料	無
内 容	これから9月定例会が始まる。まだまだ暑い日が続くが、体調管理に気をつけて、議会对応等をお願いする。